

平成14年11月13日

淀川水系流域委員会 拡大委員会における意見に対する私の見解

四条畷市 住民 森脇 榮一

1. はじめに

今回の「新たな河川整備を目指して」は、中立的な立場で良く纏められ大変な御苦勞がしのべれます。流域住民として感謝しております。

しかし、当日の「原則としてダム建設は行わない」とする一部の委員の意見は、どのような根拠によるものか疑問に思いました。

委員会における意見は、基本論を踏まえるべきであり、私見ではありますが、ダム建設事業と河川生態系保全に関するあり方についての基本論について述べさせていただきます。

2. トマトはなぜ赤い—生態学入門—（三島次郎）から

三島氏は日本自然保護協会参与であり開発行為等に対して、厳しい御指摘があるものと本書を読みましたが、公平な記述であり共感するところが多々ありました。

特に、「18章 進歩しないという進歩—自然保護と環境保全—」の内容は、ダム建設・事業と河川生態系保全のあり方を考えるための基本論であると思いました。

まず、三島氏は「天然記念記念物」的な自然保護の考えを「珍種・巨木主義的自然保護」また、そこが珍しい種や個体の生活の場であり、地域が特異であるからという自然保護も「拡張された珍種・巨木主義」と呼び、本質的な自然保護ではないとされています。

次に三島氏の考えられた自然保護について誤解の無いように原文のまま紹介します。

生態系とは生物群集と無機的環境とが作り出すシステムであり、地球上における人間の生活もこのシステムの法則性から抜け出すことはできない。自然の保護とは生態系の保護であるとよく言われ、常識的に認識されている。しかしそこに使われている「生態系」とは、多くの場合、人間の活動の影響をまったくか、ほとんど受けていない自然を指しているように思われる。畑地も牧野も、都市（河川も入るのであろう。＝森脇の判断）でさえそれぞれの人間の影響を受け、変形した生態系である考えは、そこに入っていない。それ故、「生態系の保護＝原始的自然の保護」ということになってしまう。生態系とは原始自然の別名ではない。定義のとおり、人間も含めた生物と非生物外界とが作り出すシステムが生態系である。

このことを考えに入れて、ここでは次のように自然保護を定義してみよう。定義と言うよりも、自然保護の考え方の「出発点」ともいうべきものである。自然の保護とは「生態系の構造と機能を人間の望む姿に保つこと」である。

私は小心者であり「生態系の構造と機能を人間の望む姿に保つこと」と言う大胆な記述はできませんが、憲法による「健康で文化的な生活」を将来も継続するならば、自然を利用し生態系に負荷を与えることとなりますから、人間を組み入れた生態系をよりよく保つ必要があり、ここに三島氏の「生態系の構造と機能を人間の望む姿に保つこと」が納得できるように思えます。このことは言葉を変えると治水事業（洪水調節を目的とするダム建設事業）の河川環境の調和を図ることであろうと私は理解しています。

3. 「ダムを建設しないことを原則とする」主張に対する私見

最近、「社会的受容」という言葉がよく使用されています。

「社会的受容」とは、道路、新幹線、原子力発電所等は、人や動植物に対してリスクが存在しますが、そのリスクが負の効果に対して生の効果が上回るから、その事業や行為が社会に受け入れられることを言います。「社会的受容」は、合理的に正負の効用を検討して選択されるだけでなく、時代や価値観の流れの中で変動する社会心理学的な現象で変わりうるものであり、一定不変のものではありません。

次ぎに「社会的受容」をダム建設事業で考えてみます。

過去、河川の治水の安全度を効率的に高めるために、次の理由により治水を目的とした多目的ダム建設が進められました。

- ①日本の河川は勾配が急で河川延長が短いので洪水がシャープであり、比較的に小さいダム貯水池で効率的に洪水調節ができる。
- ②ダム貯水池は土地の利用価値が低く、土地価格の低廉な山間部に設置されダム本体建設に費用を要しても、引堤より事業費が安く、早期に治水安全度が高められる。

この理由には、河川生態系に対する配慮はされていませんが、戦後の相次ぐ大洪水による農作物の被害から食料を安定して生産したいこと、また近代工業国を目指して安全な生活・産業基盤を築くことが国策であったため、治水目的の多目的ダム建設は、早期に安く治水安全度を向上させるものであり、当時は、負の効果を正の効果が上回ると判断され「社会的受容」が成り立ったものと考えられます。

しかし近年、新聞、テレビ等の報道は、多目的ダムの洪水調節効果、濁水補給効果、水

力発電によるクリーンエネルギー供給といった正の効果を取り上げず、ダムによる濁水等の環境問題を強く取り上げるという、ダムの負の効果を高める報道のバイアスがかけられています。(別紙新聞記事は平成2年19号台風における青蓮寺ダムの洪水調節効果を名張市の記者室に届けましたが取りあげられたのは僅か二紙であった。)

こうした報道のバイアスや環境意識の高まりがダム事業の価値観を変化させ、ダム建設の「社会的受容」が明らかに低下しています。

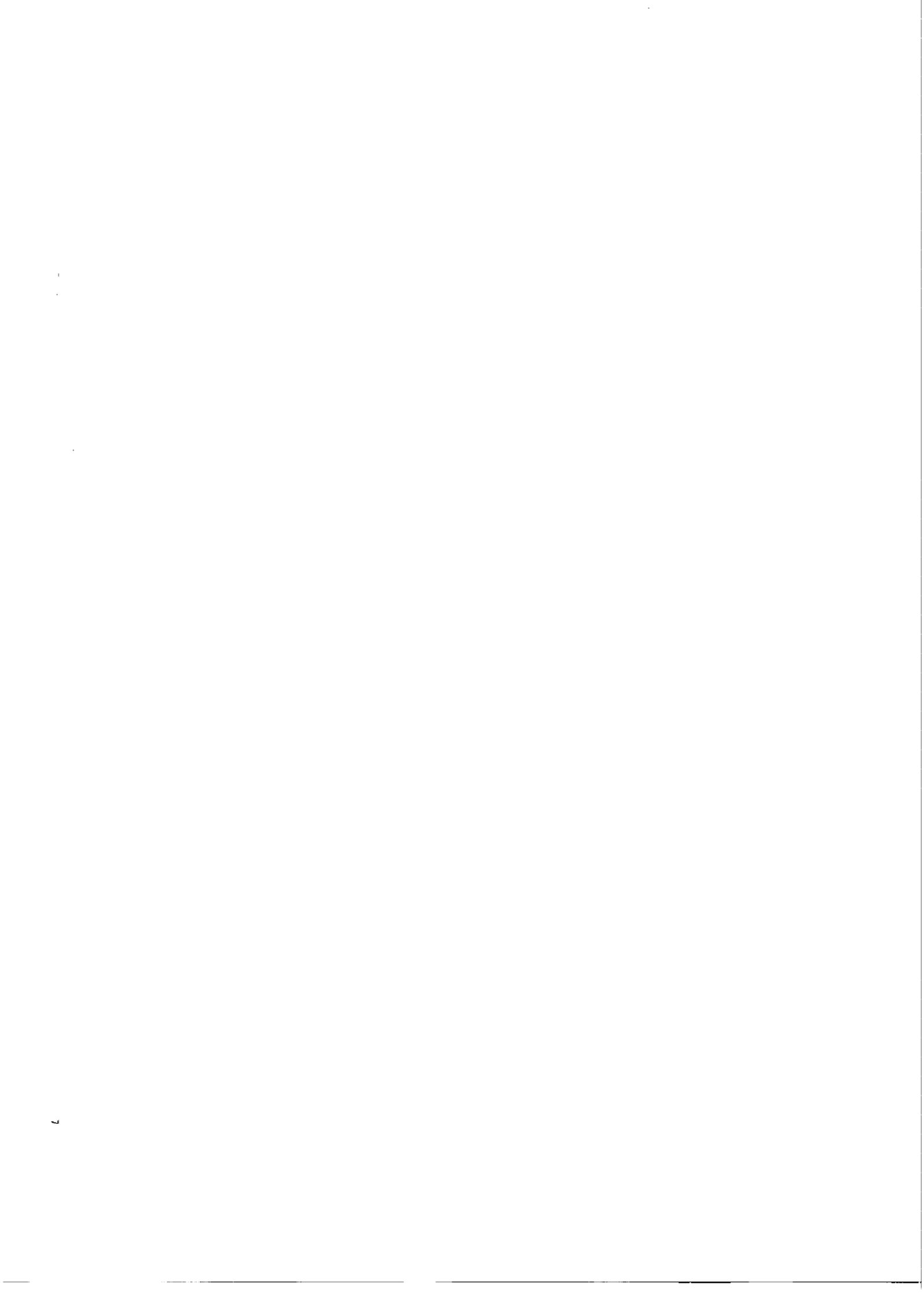
「社会的受容」の低下の具体的な理由は、ダムが設置されると水質の悪化、低温水の放流、濁水の長期化、流量の平滑化等によって、河川の生態系に悪影響を与える、アユが捕れなくなり不味くなった等があげられています。これらの悪影響は、ダム流域の下水道高度処理、選択取水施設の整備等の手段により軽減する事ができます。これらの手段によって悪影響が緩和されれば「社会的受容」は向上すると認識しなければなりません。

また、平成2年から8年までに、青蓮寺ダムが無ければ二回も名張市は氾濫しています。

(別紙)これを正しく認識すれば、「社会的受容」は向上するであろうし、逆に、青蓮寺ダムが設置されていない状態で、同じような規模の洪水が来襲し名張市が氾濫したとすれば、名張市においてはダムの「社会的受容」は飛躍的に向上するでありましょう。

このようにダム事業は、時代や価値観の流れの中で変動する「社会的受容」を有しており、また、三島次郎氏の「自然の保護とは生態系の構造と機能を人間の望む姿に保つこと」を考慮すると「ダムを建設しないことを原則とする」という主張については、私は妥当でないと思います。

以上



淀川水系流域委員会「修正素案021113版」についての意見

「関西のダムと水道を考える会」代表 野村東洋夫

(A) 水需要予測と利用実績の極端な乖離の証拠

淀川水系における水需要予測がその利用実績とはおよそ掛け離れた過大なものであることを端的に示す資料が有ります。それは今年2月1日のこの「委員会」に河川管理者から提出された「淀川水系 利水の現状と課題」の中にあり、私共が今回、(資料1)として添付しておりますものがそれで、これは同資料のページ(1-20)下段に掲げられているものに当会が加筆したものです。

このグラフにご注目頂きますと、「現フルプラン(H12)」として「122.726m³/s」という値が示されておりますが、これが平成12年度を目標年度として平成4年に策定された「第4次淀川水系フルプラン」における水需要予測値であり、大阪府営水道、阪神水道などの利水団体の将来予測値を、工業用水を含めて積み上げたものです。「丹生ダム」「猪名川総合開発」などの水資源開発事業はこの予測値を根拠として進められており、最終的に淀川水系からトータルで「125.413m³/s」の取水を可能にしようとするものです。

では、実際の利用実績の方はどうだったのでしょうか？

黒い四角のプロットがそれを示しているのですが、この資料ではどういう訳か昭和63年度までの値しか示されておりませんので、以降の平成12年度までについては、同資料第2章に掲げられているデータに基づき当会が×印でプロットしておりますが、これから分かることは、このフルプランの目標年次であった平成12年度における実際の取水量が、年間最大値においてすら 82.4m³/s程度でしかなく、先程の需要予測値 122.726m³/sとの間に約40.3m³/sものギャップがあるという事実です。

この値が如何に大きなものであるかは、これがあの世紀の大事業「琵琶湖開発」の開発水量 40m³/sに匹敵することからも明らかですが、この水量を日量に換算すれば350万m³に当り、例えて申しますと、これは800万人の人口の生活用水・業務用水に相当する誠に膨大なものです。

しかも、近年の水使用量の減少傾向や将来的な人口減少を思えば、今後このギャップが拡大こそすれ、縮小することは考えられません。

以上のことから、淀川フルプランにおける水需要予測が利用実績に比べて極めて過大であることは誰の目にも明らかな事実ですから、

1)「修正素案」(2-2 利水の現状と課題)における

“需要予測が利用実績に比べて過大であるとの批判がある”

との記述についてはこれを改め、

“需要予測が利用実績に比べて過大であることは今や明白な事実である”

とすべきであり、

2) 「修正素案」(4-3 利水計画のあり方)における

“これまでの水需要予測は、利水者・自治体等による用途別の水需要を積み上げたものであり、利用実績に比べて過大であるとの批判に加え、・・・”

との記述については、

“これまでの水需要予測は、利水者・自治体等による用途別の水需要を積み上げたものであり、利用実績に比べて過大であることは明らかであり、・・・”

との記述に改めるべきことを当会は強く要請します。

因みに、現時点で完成済みの水資源開発事業は、このグラフ右側の一覧における琵琶湖開発・布目ダム・日吉ダム・比奈知ダムまでであり、これだけでも取水可能量は $117.932 \text{ m}^3/\text{s}$ に達し、前述の平成12年度一日最大取水量 $82.4 \text{ m}^3/\text{s}$ を 35.5 m^3 も上回っています。前述のように今後も水需要の大幅な伸びは考えられませんから、もうこれ以上の水資源開発は不要であり、下記の6つの水資源開発計画については、この際、見直しが必要です。

- 1) 丹生ダム
- 2) 大戸川ダム
- 3) 川上ダム
- 4) 天ヶ瀬ダム再開発
- 5) 猪名川総合開発
- 6) 安威川ダム

3. 現在の水需給計画(淀川水系全体)

